



島根県報

令和4年3月31日（木）

号外第38号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	3
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	5

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	5
------------------------	---

【正 誤】

平成28年3月29日付け島根県報号外第64号中	(人 事 委 員 会) 7
-------------------------	---------------

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第7号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「又は基準日以前6箇月以内の期間」を削る。

附則に次の3項を加える。

（令和4年6月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 5 令和4年6月に支給する勤勉手当については、職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和4年人事委員会規則第7号）による改正前の規則の規定の例による。

（令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 6 令和4年12月に支給する勤勉手当については、第17条第2項中「の期間」とあるのは、「の期間又は基準日以前6箇月以内で任命権者が定める期間」とする。

（教育職員等であった職員に対して初めて支給する勤勉手当に関する特例）

- 7 県立学校条例第2条に規定する教育職員及び市町村立学校条例第2条に規定する教職員を引き続き職員とする場合において、その職員に対し条例第15条の8第1項前段の規定により初めて支給する令和5年4月1日以降の勤勉手当については、当該異動等を行わない職員との均衡上必要があると認められるときは、第17条第2項中「6箇月」とあるのは、「1年」とする。

別表第3知事の事務部局の部職名の欄中「医療統括監」を「医療統括監」に、「畜産技術センター育種改良部長」を「畜産技術センター部長」に改め、「畜産技術センター生産技術部長」を削り、同表警察の部職名の欄中「警察機動隊長」を「機動隊長」に改め、「交通管制センター長」を「自動車警ら隊長」に改める。

交通管制官」を「交通管制センター長」

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第8号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第27条中「又は昇給日前1年間」を削る。

附則第14項中「については、」の次に「勤務成績判定期間を異にする機関への異動等の場合（」を加え、「並びに」を「又は条例第3条第3項に規定する専門的教育職員、」に、「及び」を「若しくは」に、「場合において」を「場合をいう。以下同じ。」において」に改め、「、当分の間」及び「又は昇給日の前日」を削る。

附則に次の3項を加える。

(令和5年1月1日に行われる昇給に関する特例)

- 17 人事委員会が定める職員の令和5年1月1日に行われる条例第4条第5項の規定による昇給については、第27条中「昇給日前における直近の任命権者が定める人事評価の評価期間の末日（以下「評価終了日」という。）以前1年間」とあるのは、「昇給日前1年以内で任命権者が定める期間（附則第14項に規定する勤務成績判定期間を異にする機関への異動等の場合において、当該異動等を行わない職員との均衡上必要があると認められるときにあっては、人事委員会の定める基準に従い任命権者が定める期間）」とする。
- 18 前項に規定する昇給に関する勤務成績の証明並びに昇給区分及び昇給の号給数については、第29条第2項第1号中「第27条の人事委員会規則で定める期間」とあるのは、「昇給日前1年以内で任命権者が定める期間（附則第14項に規定する勤務成績判定期間を異にする機関への異動等の場合において、当該異動等を行わない職員との均衡上必要があると認められるときは、人事委員会の定める基準に従い任命権者が定める期間）」と、「勤務成績判定期間の末日」とあるのは、「昇給日前1年以内で任命権者が定める期間の末日（附則第14項に規定する勤務成績判定期間を異にする機関への異動等の場合において、当該異動等を行わない職員との均衡上必要があると認められるときにあっては、任命権者が定める期間の末日）」とする。
- 19 前項に規定する勤務成績の証明並びに昇給区分及び昇給の号給数のうち、勤務日数の算定を行う場合の勤務を要する期間については、同項の規定により読み替えられた第29条第2項第1号の規定にかかわらず、第29条第2項第1号中「第27条の人事委員会規則で定める期間（以下「勤務成績判定期間」という。）（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から勤務成績判定期間の末日までの期間。次号において「基準期間」という。）」とあり、及び同項第2号中「基準期間」とあるのは、「令和4年1月1日（昇給日前1年以内で任命権者が定める期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日）から同年12月31日までの期間（附則第14項に規定する勤務成績判定期間を異にする機関への異動等の場合において、当該異動等を行わない職員との均衡上必要があると認められるときにあっては、人事委員会の定める基準に従い任命権者が定める日から令和4年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）」とする。

別表第18備考5中(13)を(14)とし、(12)の次に次のように加える。

(13) 情報処理の業務に従事する職（人事委員会が別に定める者に限る。）

別表第18備考中6を7とし、5の次に次のように加える。

6 島根創生推進枠職員採用選考試験の結果に基づいて職員となった者の初任給の号給は、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第9号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第18条中「昇給日前1年間」を「昇給日前における直近の任命権者が定める人事評価の評価期間の末日（以下「評価終了日」という。）以前1年間」に改める。

第20条第1項中「判断は、」の次に「人事評価の結果によるほか、」を加え、同条第2項第1号中「昇給日前1年間」を「第18条の人事委員会規則で定める期間（以下「勤務成績判定期間」という。）」に、「昇給日の前日」を「勤務成績

判定期間の末日」に改め、同条第6項中「相当する数」の次に「（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに教育職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、人事委員会の定める数）」を加える。

第24条中「（以下「休職等の期間」という。）」を削り、「（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日」を「同日」に、「いずれかの日」を「次の昇給日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 外国機関等派遣教育職員若しくは公益的法人等派遣教育職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の教育職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。

第41条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第25条第1項に規定する人事委員会規則で定める期間は、基準日以前における直近の任命権者が定める人事評価の評価期間の末日以前6箇月又は1年以内の期間とする。

附則第11項を次のように改める。

（勤務成績判定期間を異にする機関への異動等に関する特例）

11 令和5年4月1日以降に行われる条例第11条第1項の規定による昇給に係る勤務成績判定期間に関する規定の適用については、勤務成績判定期間を異にする機関への異動等の場合（教育職員を勤務成績判定期間を異にする機関に異動させる場合又は職員条例別表第1から別表第5までに掲げる給料表の適用を受ける職員、職員条例第3条第3項に規定する専門的教育職員若しくは市町村立学校条例第2条に規定する教職員を引き続いて教育職員とする場合をいう。）において、当該異動を行わない教育職員との均衡上必要があると認められるときは、第18条中「昇給日前における直近の任命権者が定める人事評価の評価期間の末日（以下「評価終了日」という。）以前1年間」とあるのは、「人事委員会の定める基準に従い任命権者が定める日から昇給日前における直近の任命権者が定める人事評価の評価期間の末日（以下「評価終了日」という。）までの期間」と、第20条第2項第1号中「第18条の人事委員会規則で定める期間」とあるのは、「人事委員会の定める基準に従い任命権者が定める日から評価終了日までの期間」とする。

附則に次の5項を加える。

（令和5年1月1日に行われる昇給に関する特例）

12 令和5年1月1日に行われる条例第11条第1項の規定による昇給については、第18条中「昇給日前における直近の任命権者が定める人事評価の評価期間の末日（以下「評価終了日」という。）以前1年間」とあるのは、「昇給日前1年以内で任命権者が定める期間（附則第11項に規定する勤務成績判定期間を異にする機関への異動等の場合において、当該異動を行わない教育職員との均衡上必要があると認められるときにあつては、人事委員会の定める基準に従い任命権者が定める期間）」とする。

13 前項に規定する昇給に関する勤務成績の証明並びに昇給区分及び昇給の号給数については、県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和4年島根県人事委員会規則第9号）による改正前の規則（以下「改正前の規則」という。）の規定の例による。この場合において、改正前の規則第20条第2項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは、「昇給日前1年以内で任命権者が定める期間（附則第11項に規定する勤務成績判定期間を異にする機関への異動等の場合において、当該異動を行わない教育職員との均衡上必要があると認められるときは、人事委員会の定める基準に従い任命権者が定める期間）」と、「昇給日の前日」とあるのは、「昇給日前1年以内で任命権者が定める期間の末日（附則第11項に規定する勤務成績判定期間を異にする機関への異動等の場合において、他の教育職員との均衡上必要があると認められるときは、任命権者が定める期間の末日）」とする。

14 前項前段の規定により改正前の規則の規定の例によることとされた勤務成績の証明並びに昇給区分及び昇給の号給数のうち、勤務日数の算定を行う場合の勤務を要する期間については、前項後段の規定により読み替えられた第20条第2項第1号の規定にかかわらず、改正前の規則第20条第2項第1号中「昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに教育職員となった者にあつては、新たに教育職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」

という。）」とあり、及び同項第2号中「基準期間」とあるのは、「令和4年1月1日（昇給日前1年以内で任命権者が定める期間の中途において新たに教育職員となった者にあつては、新たに教育職員となった日）から同年12月31日までの期間（附則第11項に規定する勤務成績判定期間を異にする機関への異動等の場合において、当該異動を行わない教育職員との均衡上必要があると認められるときは、人事委員会の定める基準に従い任命権者が定める日から令和4年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに教育職員となった者にあつては、新たに教育職員となった日から昇給日の前日までの期間））」とする。

（令和4年6月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 15 令和4年6月に支給する勤勉手当については、第41条第2項中「基準日以前における直近の任命権者が定める人事評価の評価期間の末日以前6箇月又は1年以内の期間」とあるのは、「基準日以前6箇月以内で任命権者が定める期間」とする。

（令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 16 令和4年12月に支給する勤勉手当については、第41条第2項中「基準日以前における直近の任命権者が定める人事評価の評価期間の末日以前6箇月又は1年以内の期間」とあるのは、「基準日以前1年以内で任命権者が定める期間」とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第10号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「医療統括監」を「医療統括監 地域医療対策監」に改め、「（人事課及び）の次に「総務事務センター並びに」を、「（人事課、総務事務センター）の次に「健康福祉総務課（危機管理・中核市支援スタッフに限る。））」を加え、「及び人事課（保健スタッフを除く。））」を「、人事課（保健スタッフを除く。）及び健康福祉総務課（危機管理・中核市支援スタッフに限る。））」に、「財政課並びに」を「財政課、」に改め、「給与システム運用スタッフ」の次に「並びに健康福祉総務課（危機管理・中核市支援スタッフに限る。））」を加え、同部県土整備事務所の項中「空港管理所長」を「空港管理所長 企画幹（県央県土整備事務所大田事業所総務スタッフに限る。））」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会細則第2号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

「
別表の1の表知事の事務部局の部本庁の項中
指導監査監
統括保健指導監
」を

「
指導監査監
」に改め、同表警察の部警察本部の項中
指導官
室長
」を

「
指導官
交通管制センタ
一長補佐
」室長
交通技術調査官
に改め、別表の2の表警察の部警察本部の項中
方面隊長
」を

「
方面隊長
交通管制センタ
一長補佐
」に、
交通管制センタ
一長
交通規制官
」を

「
交通管制センタ
一長
」に改め、同部警察機動隊の項中「警察機動隊」を「機動隊」に改め、

「
別表の5の表知事の事務部局の部本庁の項中
医療統括監
」を

「
医療統括監
地域医療対策監
」に改め、別表の6の表知事の事務部局の部本庁の項中
上席調整監
」を

「
グループリーダー
一
」上席調整監
室長
に改め、別表の7の表知事の事務部局の部本庁の項中

「
グループリーダー
一
企画幹
」を
「
グループリーダー
一
企画幹
」統括保健指導監
に改める。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

平成28年3月29日付け島根県報号外第64号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
7	上から7	次条第2項	次条第1項第2号